



島根県報

平成27年4月14日（火）

第2,690号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林予定森林（3件）	（森 林 整 備 課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（3件）	（中 小 企 業 課）	3
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	（ " ）	6
包括外部監査契約の締結	（監査委員事務局）	7

【公 告】

基本測量の終了（2件）	（技 術 管 理 課）	8
公共測量の終了（2件）	（ " ）	8

【特定調達公告】

建設工事事務管理システムに係る入札参加資格名簿データ（業者情報）連携方法変更ほか改修業務に係る随意契約の相手方等	（土 木 総 務 課）	9
江の川水道用水供給事業等運転監視業務委託に係る一般競争入札の落札者等	（企 業 局 経 営 課）	10

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体	10
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体	10
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体	12
政治資金規正法の規定に基づく寄附を受け、又は支出をすることができない団体	12
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった資金管理団体	13
政治資金規正法の規定による指定の取消しの届出のあった資金管理団体	13

【正 誤】

平成27年2月13日付け島根県報第2,673号中	（選挙管理委員会）	13
--------------------------	-----------	----

告 示

島根県告示第303号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 4月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
雲南市三刀屋町多久和1129、2580－3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第304号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 4月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
雲南市吉田町吉田字梅木3707
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第305号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 4 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市掛合町多根2611-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

雲南市掛合町多根2611-1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第306号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成27年 4 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン菅田店 島根県松江市学園二丁目228番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

小売業者名	住 所	代表者名
イオンリテール（株）	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	梅本 和典
（有）新宮生花店	島根県松江市寺町214番地11	新宮 政教

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名
イオンリテール(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一
(有)新宮生花店	島根県松江市寺町214番地11	新宮 政教

(4) 変更の年月日

平成27年2月1日

2 届出年月日

平成27年4月6日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課(松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第307号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成27年4月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン出雲店 島根県出雲市渡橋町1066番地外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

(変更前) イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(4) 変更の年月日

平成27年2月1日

2 届出年月日

平成27年 4 月 6 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部商工労働課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第308号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成27年 4 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン益田店 島根県益田市乙吉町イ95番地10外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）

小売業者名	住 所	代表者名	備考
イオンリテール（株）	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	梅本 和典	
（有）パワーファーマシー	島根県安来市今津町670-3	柏木 悦徳	
（株）エルオー	和歌山県海南市九品寺256	岡本 俊文	平成26年5月20日退店

（変更後）

小売業者名	住 所	代表者名	備考

イオンリテール(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一	平成27年2月1日代表者変更
(有)パワーファーマシー	島根県安来市今津町670-3	柏木 悦徳	
(株)セリア	岐阜県大垣市外濑2-38	河合 映治	平成26年7月29日入店

(4) 変更の年月日

(3)ア：平成27年2月1日

(3)イ：上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

平成27年4月6日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター(益田市常盤町1番1号)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第309号

平成27年島根県告示第93号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成27年4月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウェルネス中野店 島根県出雲市中野町264番2外3筆

2 意見の概要

	意 見	理 由
1	車両が駐車場から道路へ出る際に、左右の安全確認が容易にできるよう十分な視界を確保すること。	店舗立地予定地周辺は車両・自転車・歩行者共に交通量が多い場所であり、店舗駐車場への出入り時の交通事故が懸念される。 よって、店舗駐車場から道路へ出る際の接触事故を防ぐため、出入口付近には高い壁・植樹等の設置を避け、安全確認が容易に出来る環境にしておく必要があるため。
	開発区域周辺道に交通渋滞をまねかないよう、公	市道今市川跡日下線は通行車両が多いことが予想され、

2	安委員会、各道路管理者と協議のうえ、対策を講じること。	混乱・事故が生じないよう対策を講じておく必要があるため。
3	<p>工事に伴う工事車両の出入りの際に、タイヤ付着土砂、積載物の落下などにより道路・水路が汚損・破損しないよう注意すること。</p> <p>また、道路・水路が破損、汚損した場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、原形に復旧すること。</p> <p>なお、工事着手前に道水路管理者と道路面の状況等確認の立会いを行うこと。</p>	道路法第22条（工事原因者に対する工事施工命令等）及び道路法第58条（原因者負担金）による。
4	<p>周辺の住民や事業所等に当該事業についての事前説明を行うこと。</p> <p>周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解消に向け努力すること。</p>	周辺住民等に対し、責任ある対応を求めるため。
5	<p>長時間使用する室外機、受電設備等の稼動時に発生する騒音について、防音及び防振対策を講ずること。また、機器に異常が発生した場合は、速やかに修繕等の措置を講ずること。</p> <p>屋外看板を照らす照明により、周辺の住宅等に影響を与えないよう、設置及び運営にあたっては十分に配慮すること。</p> <p>来客者のピーク時間（16時から18時）と通勤者の帰宅時間が重なるため、周辺道路が大変混雑するものと予想される。渋滞に伴って騒音等が発生しないよう、必要な対策を講ずること。</p> <p>夜間、駐車場に出入りする自動車等により、近隣住民の安眠を妨害しないよう、必要な騒音対策を行うこと。</p>	周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。

3 縦覧場所

出雲市産業観光部商工労働課（出雲市今市町70番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第310号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により平成27年度に係る包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同条第5項の規定により告示する。

平成27年 4月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成27年 4月 1日

- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約書で定める基本費用の額、契約書で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額並びに契約書で定めるところにより算定した消費税及び地方消費税を合算した金額とし、16,360千円を上限とする。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
長谷川浩之 松江市天神町49番地
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出があった後に支払うものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成27年3月31日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年4月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量
- 2 作業期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- 3 作業地域
県内全域

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成27年3月31日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年4月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
基本測量「国土広域情報」修正測量
- 2 作業期間
平成26年6月1日から平成27年3月31日まで
- 3 作業地域
県内全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成27年3月17日に終了した旨国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成27年4月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類

公共測量（斐伊川平面図図化修正業務）

2 作業期間

平成26年11月17日から平成27年 3月17日まで

3 作業地域

出雲市、雲南市

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成27年3月27日に終了した旨益田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成27年 4月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（出来形確認測量）

2 作業期間

平成26年 5月30日から平成27年 3月27日まで

3 作業地域

益田市

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成27年 4月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 物品等又は役務の名称及び数量

建設工事事務管理システムに係る入札参加資格名簿データ（業者情報）連携方法変更ほか改修業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部土木総務課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成27年 2月 3日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立システムズ 中国支社長 藤原 浩郎 広島県広島市中区上幟町3-33

5 随意契約に係る契約金額

28,512,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成27年 4 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
江の川水道用水供給事業等運転監視業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県企業局経営課 島根県松江市殿町8番地
- 3 落札者を決定した日
平成27年 3 月 25 日
- 4 落札者の氏名及び住所
カナツ技建工業株式会社 代表取締役 金津 任紀 島根県松江市春日町636番地
- 5 落札金額
97,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成27年 1 月 6 日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成27年 4 月 14 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
今岡かつみ後援会	林 富規	吉本 和華子	松江市新雑賀町2-11
藤原常義後援会	石橋 富二雄	田邊 光男	安来市安来町593-1
三谷たけし後援会	三谷 和也	梶田 武雄	大田市波根町1498-4
吉田雅紀後援会	葛西 清秀	青田 裕一	隠岐郡隠岐の島町栄町1156

島根県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成27年 4 月 14 日

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
自由民主党海士町支部	会計責任者	亀谷 啓子	寺下 雅人
自由民主党佐田町支部	代表者	山本 義隆	荒木 孝
	会計責任者	三原 晴治	田原 洋二
自由民主党宍道支部	会計責任者	川島 光雅	渡部 欣治
	主たる事務所の所在地	松江市宍道町昭和120	松江市宍道町宍道1273
自由民主党大社支部	会計責任者	水師 幸夫	長廻 利行
自由民主党大東支部	会計責任者	内田 康雄	水戸 勝春
自由民主党玉湯町支部	代表者	布村 忠久	原田 暢悦
	会計責任者	佐藤 充	松浦 茂夫
	主たる事務所の所在地	松江市玉湯町湯町1763-3	松江市玉湯町大谷1053
自由民主党仁多町支部	代表者	景山 孝志	井上 勝博
自由民主党日原支部	代表者	中谷 保宣	内田 裕之
	会計責任者	山本 有彦	中谷 保宣
自由民主党六日市支部	会計責任者	三浦 浩明	三浦 俊光
	主たる事務所の所在地	鹿足郡吉賀町広石562-22	鹿足郡吉賀町注連川61-5
民主党島根県第1区総支部	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
	公職の候補者	—	和田 章一郎
	公職の種類	—	衆議院議員

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
五百川すみひさ後援会	主たる事務所の所在地	松江市宍道町佐々布207-20	松江市宍道町宍道959
板倉一郎後援会	会計責任者	森山 保樹	森山 英治
久保田しょういち後援会	主たる事務所の所在地	浜田市天満町27-12	浜田市竹迫町2359-7
佐藤隆司後援会	代表者	小村 光正	内田 弘一
	会計責任者	小村 雄一	佐藤 重夫
島根ビルメンテナンス政治連盟	会計責任者	河原 守孝	岡 幸雄
全国小売酒販政治連盟島根県	代表者	藤村 一男	秦 紹一郎

支部	会計責任者	平井 守	俵 護
T K C 細田博之政経研究会	代表者	矢尾井 敏廣	高橋 顕一
日本薬業政治連盟 島根県支部	会計責任者	松嶋 享助	吉岡 克己
福田正明後援会	代表者	加藤 幸夫	福田 弥彦
福原宗男後援会	会計責任者	福原 克志	福原 拓夫
細木照子後援会	代表者	日野 敏夫	吾郷 武郎
	主たる事務所の所在地	雲南市大東町上佐世661	雲南市大東町下佐世1003-6
松江市議会真政クラブ	会計責任者	石倉 徳章	貴谷 麻以
松原義生後援会	会計責任者	松原 寿恵	松原 己寿生
山田としお島根県後援会	会計責任者	三原 修治	高木 賢一
吉田政司後援会	代表者	福田 晃	齋藤 昭一
	会計責任者	真野 輝久	西藤 泰守

島根県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年 4 月 14 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 国会議員関係政治団体

名 称	解散年月日
安心みらい	平成26年12月31日

2 国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	解散年月日
加茂ふくま賢造後援会	平成26年10月20日
県政フォーラム21	平成26年12月31日
出川修治後援会	平成26年12月20日
松井としひこ後援会	平成26年12月31日

島根県選挙管理委員会告示第58号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成27年 4 月 1 日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年 4 月 14 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
村上義一後援会	永嶺 高夫	村上 照光	鹿足郡津和野町日原188-1
横田省吾後援会	河野 貴雄	河野 元吉	江津市二宮町神主ハ504-1

島根県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により異動事項の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成27年 4月14日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異 動 内 容	
			新	旧
遠藤 力一	遠藤力一後援会	公職の種類	島根県議会議員	出雲市議会議員

島根県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により指定の取消しの届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成27年 4月14日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
和田 章一郎	衆議院議員	安心みらい	松江市大正町446-23	和田 章一郎

正 誤

平成27年 2月13日付け島根県報第2,673号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤				
12	島根県選挙管理委員会告示第6号の表中	民主党島根県第1区総支部	国会議員関係政治団体の区分	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	
			公職の候補者	和田 章一郎		—
			公職の種類	衆議院議員		—
		民主党島根県第2区総支部	国会議員関係政治団体の区分	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係	国会議員関係政治団体以外の政治団体	

		政治団体	
公職の候補者		和田 章一郎	—
公職の種類		衆議院議員	—

正

民主党島根県第1区総支部	国会議員関係政治団体の区分	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体
	公職の候補者	和田 章一郎	—
	公職の種類	衆議院議員	—
民主党島根県第2区総支部	国会議員関係政治団体の区分	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体
	公職の候補者	和田 章一郎	—
	公職の種類	衆議院議員	—